山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第８条第２項に規定する事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部を助成することにより、事業者等が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう支援することで、障がい者への合理的配慮の普及啓発を図り、もって、障がいの有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（対象者）

第２条　この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）飲食、物販、医療等不特定多数の者が利用し、障がい者の利用が見込まれる事業を行う事業者

（２）市内の地域団体

（３）市内に事務所を有する市民活動団体

（４）その他市長が特に必要と認めた団体

（対象経費）

第３条　助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるもののうち、助成の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、国又は県その他各種団体等が実施する補助事業の対象とされている経費を除く。

（助成金の額）

第４条　この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の額は、毎年度予算の範囲内において、別表に掲げる補助率により算出される額とし、その上限額は、同表に掲げる助成限度額以内の額とする。ただし、同一の対象者が同一年度中に複数回申請した場合は、その合計金額が同表の助成限度額に達するまでに限り助成することができるものとする。

（申請）

第５条　この要綱による助成を受けようとする者は、事前に対象経費、助成金の額等について山口市と協議の上、山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）対象経費がコミュニケーションツール作成費である場合

ア　作成しようとするコミュニケーションツールの仕様書

イ　対象経費の見積書

ウ　その他市長が特に必要と認める書類

（２）対象経費が物品購入費である場合
ア　購入しようとする物品の内容がわかるカタログ等の写し
イ　対象経費の見積書
ウ　その他市長が特に必要と認める書類
（３）対象経費が意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者等）設置費である場合
ア　手話通訳者・要約筆記者等設置計画書（様式第１号の２）
イ　イベント等の内容がわかるパンフレット等の写し
ウ　対象経費の見積書
エ　その他市長が特に必要と認める書類

（決定及び却下）

第６条　市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定したときは、山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとし、助成金を交付しないときは、山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請却下決定通知書（様式第３号）により当該申請を行った対象者に通知するものとする。

（変更申請）

第７条　前条の規定により助成金の交付の決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更等が生じた場合には、山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更等交付申請書（様式第４号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更等交付決定通知書（様式第５号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

（完了の報告）

第８条　助成決定者は（前条第２項の規定による変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、物品の納品を受けた日若しくは意思疎通支援者の設置をした日の翌日から起算して６０日を経過する日、又は申請日の属する年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金事業完了報告書（様式第６号）に、次の掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（１）領収書
（２）その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び交付）

第９条　市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、山口市合理的配慮の提供支援に係る助成

金額確定通知書（様式第７号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第８号）により、市長に助成金を請求するものとする。

３　市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第１０条　市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。

（２）助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第１１条　市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

対象経費	摘要	補助率	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	市内の事業所、事務所、店舗等に設置する点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等障がい者に合理的配慮を容易に行えるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費	1/2	２５，０００円
物品購入費	市内の事業所、事務所、店舗等に設置する筆談ボード、段差解消スロープ等障がい者に合理的配慮を容易に行えるようにするための物品（コミュニケーションツール作成費を除く。）の購入に係る経費		
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者等）設置費	市内開催行事における意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）の設置に係る経費		